

令和3年8月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和3年8月19日（木）午後1時15分
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|-------|
| 教育長 | 大場健哉 |
| 教育長職務代理者 | 荒明美恵子 |
| 二番委員 | 大森佳彦 |
| 三番委員 | 遠藤一幸 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 高畑圭一 |
| 教育総務課長 | 佐野仁美 |
| 学校教育課長 | 穴澤正志 |
| 生涯学習課長 | 佐藤洋 |
| 文化課長 | 松崎裕美 |
| 中央公民館長 | 栗城由紀 |
| 学校教育課主幹 | 小荒井浩 |
| 教育総務課長補佐 | 塚原和憲 |
| 生涯学習課長補佐 | 高橋淳 |
| 文化課長補佐 | 鈴木美智子 |
| 文化課長補佐 | 片岡洋 |
| 中央公民館長補佐 | 塚原優郁 |
- 5 閉会 午後2時05分

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 それでは、おそろいですので、これから令和3年8月の教育委員会定例会を始めてまいりたいと思いますが、高橋委員は欠席で、大森委員は遅参の連絡をいただいております、2名いれば成立するということですので始めさせていただきます。

開会時刻は、午後1時15分ということでお願いいたします。

それでは、2番の会期の決定であります、会期につきましては本日1日ということでご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということで、会期については本日1日といたします。

3番の書記の指名に移りますが、書記については教育総務課課長補佐の塚原さんのほうにお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、書記は教育総務課課長補佐の塚原さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、4番の会議録の承認についてであります、お手元に前回の7月教育委員会定例会の会議議事録が届いていると思いますが、この内容等について加筆訂正等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長 では、特にないということですので、会議録についてはこのとおり承認することといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 続いて、5番の報告事項に入ります前に、(1)(2)通して事務局から加筆訂正等ありましたらお願いします。

教育総務課長 加筆訂正等はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、(1)の行事等の報告に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 行事等の報告をご説明いたしますので、資料1ページをお開き願います。

前回7月の定例会開催日の7月21日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり10件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で行事等の報告の説明を終わります。

教育長 ただいま説明がありました、行事等の報告の内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。
くなしの声あり

教育長 では、特に異議がないということですので、この件についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第18号 共催及び後援の承認について

教育長 続いて、(2)の教育長の報告ということで3件ありますが、初めに報告第18号共催及び後援の承認についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、資料の2ページをお開き願います。

報告第18号共催及び後援の承認についてであります、7月定例会以降、共催を2件、後援を5件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものであります。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明をいたします。

学校教育課長 それでは、3ページをご覧ください。

学校教育課の共催1件についてご報告申し上げます。

ナンバー1、令和3年10月15日に喜多方プラザ文化センターを会場に、令和3年度福島県小学校教育研究会道徳科研究部会耶麻地区大会が開催される予定でございます。

次に、後援1件、ご報告申し上げます。

後援の1番になります。令和3年7月20日から9月30日までの期間におきまして、喜多方ロータリークラブ読書感想文コンクールが開催されます。なお、表彰式は同年11月21日に予定されております。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長 次に、生涯学習課所管の共催及び後援についてご説明申し上げます。なお、事業等により内容がわかるものに関しましては、説明を省略させていただきます。

まず、ナンバー2の共催であります、事業名が令和3年度福島県高等学校新人体育大会で、開催日以下の内容につきましては記載のと

おりでございます。

ナンバー 2 の後援になります。事業名は福島県立喜多方高等学校吹奏楽部第 1 回定期演奏会で、開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 3 の後援であります。事業名は第 13 回喜多方市内中学・高校吹奏楽ジョイントコンサートで、開催日以下につきましては記載のとおりであります。このコンサートにつきましては、福島県まん延防止重点措置に伴い中止となりました。

4 ページをお願いいたします。

次に、ナンバー 4 になります。事業名はダンスムーブメント 2021・第 31 回レオキャッツダンススタジオ発表会で、この事業につきましては、幼児から高齢者まで、年齢、体力に応じた生涯スポーツとして、バレエやダンス、ジャズダンスなど幅広いジャンルを包括した現代舞踊の創作発表をする場として開催するものでございます。開催日以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

文化課長

文化課分を申し上げます。

ナンバー 5 になります。事業名が第 19 回喜多方市文化祭行事、開催期間につきましては 9 月 2 日から 12 月 26 日までになります。会場以下については記載のとおりです。文化協会喜多方支部のほうでは、この期間に実施される行事について、全 16 団体による催しになります。絵画、書道等の展示発表、舞踊、音楽等の発表、演劇などの内容になります。

説明につきましては以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま、共催については 2 件、後援については 5 件の説明がございましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

よろしいですか。

ほかにごございますか。特にご異議等はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長

特に異議がないということですので、この件についてはこの程度といたします。

報告第 19 号 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

教育長

続いて、報告の第 19 号に移ります。学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてであります。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、5 ページをお開き願います。

報告第19号学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてであります。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、下記のとおり学校薬剤師を解嘱及び委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

解嘱学校薬剤師及び解嘱日につきましては、記載のとおりであります。

また、解嘱に伴う委嘱学校薬剤師及び委嘱日につきましては、記載のとおりであります。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

報告第20号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育長

続いて、報告第20号損害賠償の額の決定及び和解についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、お手数をおかけしますが、別紙の5-1をご覧ください。

報告第20号専決処分の報告について。令和3年9月市議会定例会に別紙のとおり専決処分について報告したいとするものであります。

5-2ページをお開き願います。

専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容といたしましては、5-3ページをお開き願います。

平成28年12月19日午前9時50分頃、第三中学校の体育館において、保健体育の授業中に同校の生徒が馬跳びをしていたところ、馬になっていた生徒が崩れ、馬を飛び越えようとしていた生徒が床に顔面を強く打ちつけ、上前歯2本欠損及び下唇裂傷を負ったため、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものであります。

なお、損害賠償額は記載のとおりであります。

本件につきましては、各当事者は、共に将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等は行わないとしております。

本件につきましては以上であります。

教育長

ただいま説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、

ご質問等ありましたらお願いします。

荒明委員 質問なのですが、この案件は平成28年ということで約5年前ぐらいになりますよね。それが、今というか、令和3年に専決処分ということで決まったんですが、それはどういう経過があったんでしょうか。

学校教育課長 この生徒さん、平成28年に怪我をしまして、症状の固定、つまり治療の最終段階までに、それにかかったのが令和2年9月2日ということで、そこまで症状が固定しなかったということでありました。その後、賠償に関する手続きが始まったために、現在になったものでございます。

教育長 こういったものについては症状が固定しないと賠償が決まらないので、そういった部分がありますので。

学校教育課長 詳しく申し上げますと、前歯が折れてしまったので、その前歯の根っこを矯正として出す作業があつて、それに随分時間を費やしたということでございます。

荒明委員 治療が終わった後で本人が申立てしなければ、本人が自分で治療費も払うとか、そういうことになるんでしょうか。それとも、初めから治療が終わった段階でかかった費用を払いますということが最初から決まっていたんでしょうか。

学校教育課長 こちらは、その事故が起こりまして保護者さんとの話合いの中で、馬跳びをしている際に学校の教員の安全に関する注意が足りなかったということで、こちらの市として責任があったものですから、もうその段階で賠償に関しては、その保護者さんはそういう意図があつて交渉をしていたというような状況がございます。

教育長 よろしいですか。

荒明委員 はい。

教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長 では、特にご意見等ないということでありますので、報告第20号についてはこの程度といたします。

以上で5番の報告事項等については終わります。

6 審議事項

教育長 次に、6番の審議事項に移ります。

案件が2件ありますが、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 それでは、訂正について1件ございますので、お願いしたいと思います。

資料の10ページをお開き願います。

一番左側の事業名で上から4つ目になります。小学校農業科経費のケイという文字が「軽い」という文字になっておりました。正しくは、その上の事業名、小学校コンピュータ教育経費の「経」と同じ文字になりますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

議案第15号 喜多方市一般会計補正予算（第8号）について

教育長 それでは、審議事項の議案第15号喜多方市一般会計補正予算（第8号）についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。
議案第15号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、令和3年9月市議会定例会に提案いたします令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第8号）におきまして、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

予算の内容等につきましては、各所管課から説明をさせていただきます。

まず、教育総務課の補正予算について説明させていただきますので、資料7ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、教育費寄附金の9万9,000円の追加計上は、教育振興のため4件の寄附があったことによる増額であります。

次に、教育振興基金繰入金の106万9,000円の減額計上は、事業費の確定等に伴います基金充当額の調整であります。

次に、歳出でございますが、まず、教育委員会事務局管理経費の備品購入費38万2,000円の減額計上は、スクールバス購入費の確定に伴います減額であります。積立金9万9,000円の追加計上は、歳入でご説明いたしました寄附金4件を教育振興基金に積み立てるための増額であります。

次に、小学校管理経費の需用費、燃料費177万8,000円の追加計上は、燃料単価について、灯油、ガソリン、軽油が当初予算で用いた単価からそれぞれ16円上昇していることに伴う単価差分の増額であります。次に、役務費、手数料12万3,000円の減額計上は、床モップ交換手数料の確定に伴います減額であります。

次に、中学校管理経費の需用費、燃料費137万円の追加計上は、先ほどの小学校管理経費でご説明したとおり、燃料単価の上昇に伴う増額であります。

次に、役務費、手数料5万9,000円の減額計上は、床モップ交換

学校教育課長

手数料の確定に伴います減額計上であります。

教育総務課分は以上でございます。

続いて、学校教育課分を申し上げます。

8ページをご覧ください。

歳入からご説明申し上げます。

民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、令和2年度子ども・子育て支援交付金実績による副食費不足分受入れに伴う3万8,000円の増額であります。

次に、雑入の小学校陸上競技大会負担金につきましては、北塩原村立小学校の追加に伴う負担金1万円の増額であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

国県支出金返還経費の償還金利子及び割引料につきましては、令和2年度子育てのための施設等利用給付金返還金として、国、県合わせて5万8,000円の増額補正であります。

次に、心身障がい児就学指導経費の役務費の手数料につきましては、知能検査手数料27万円の増額であります。

次に、義務教育運営経費183万円の減額補正であります。内訳といたしましては、非常勤職員報酬の会計年度任用職員に係る超過勤務手当として11万3,000円の増額であります。

次に、同じく費用弁償として、会計年度任用職員に係る執行見込額算定に伴う減額17万1,000円であります。

次に、需用費として116万1,000円の増額補正であります。内訳といたしましては、教師用教科書及び教科用指導書等の執行額確定に伴う減額20万2,000円、指導者用タブレットSDカードの増額135万3,000円、小学校陸上大会参加校の追加に伴う増額1万円であります。

続いて、9ページをお開き願います。

役務費として1万円の減額補正であります。内訳といたしましては、手数料として、小中学校の修学旅行取扱手数料の増額、小中合わせて2万5,000円、その他保険料として、図書ボランティア等の行政協力員団体傷害保険の執行額確定に伴う減額3万5,000円であります。

次に、備品購入費の庁用備品費292万3,000円の減額補正であります。内訳といたしましては、小中学校学区等管理システム関係備品の執行額確定に伴う減額7,000円。次に、小学校備品として、国際ソロプチミスト喜多方から松山小学校、第三小学校への寄附に伴う教育振興基金による図書購入費の増額計6万円。次に、特別支援学級（新增設）の執行額確定に伴う減額72万1,000円。次に、複式学級（新設）の執行額確定に伴う減額1万7,000円。次に、粉末消火器更新の執行額確定に伴う減額32万3,000円。次に、中学校

備品として、特別支援学級（新增設）の執行額確定に伴う減額 1 万3,000円。次に、教師用指導書（デジタル教材等）の執行額確定に伴う減額171万7,000円。次に、粉末消火器更新の執行額確定に伴う減額18万2,000円であります。

続いて、学校保健管理費として420万4,000円の減額補正であります。内訳といたしましては、委員等報酬として、高郷小、第一中の学校医委嘱替に伴う増額7,000円。次に、熊倉小、第三中学校の学校薬剤師委嘱替に伴う増額4,000円であります。

次に、委託料として、小中学校消毒業務委託業務時間の見直しに伴う減額418万円。

次に、負担金補助及び交付金として 3 万6,000円の減額補正であります。内訳といたしましては、義務教育災害共済掛金執行額確定に伴う減額 3 万5,000円。次に、県学校保健耶麻支部負担金執行額確定に伴う減額 1 万円であります。

続いて、10ページです。

指導推進経費として33万3,000円の減額補正であります。内訳といたしましては、役務費のその他保険料として、行政協力員団体傷害保険執行額確定に伴う減額として、総合的な学習支援事業に係る支援員の減額4,000円。次に、学校課題対応事業に係る支援員の減額 1 万3,000円。次に、退職校長会学習支援ボランティアの減額3,000円。次に、学習サポーター（イングリッシュサポーター）の減額8,000円であります。

次に、使用料及び賃借料として、特別支援交流会中止に伴うバス使用料の減額30万4,000円であります。

次に、小学校運営経費につきましては54万円の減額補正であります。内訳といたしましては、委員等報酬として、学校運営協議会委員報酬の執行見込額算定に伴う減額24万円。同じく費用弁償の執行見込額算定に伴う減額30万円であります。

次に、小学校コンピュータ教育経費の役務費として、児童用タブレットLTE通信費用（小口契約）の増額151万2,000円。これは、家庭においてモバイルルーターにより電波が受信できない児童への対応であります。

次に、小学校農業科経費の役務費として、小学校農業科支援員に関する行政協力員団体傷害保険の執行額確定に伴う減額9,000円であります。

次に、生徒保護者負担軽減経費の負担金補助及び交付金、補助金として、中学校修学旅行等感染対策補助金の増額45万円であります。

次に、中学校コンピュータ教育経費の役務費として、生徒用タブレットLTE通信費用（小口契約）の増額63万5,000円。これは、

先ほどの小学校と同様に、家庭においてモバイルルーターにより電波が受信できない生徒への対応であります。

次に、学校給食経費につきまして187万2,000の増額補正であります。内訳といたしましては、非常勤職員報酬として、会計年度任用職員に係る費用を業務委託料に計上替に伴う減額178万2,000円であります。

続いて、11ページをお開き願います。

前ページに引き続きまして、学校給食経費の期末手当として、会計年度任用職員に係る費用を業務委託料に計上替に伴う減額37万2,000円。同じく社会保険料の減額36万円。同じく費用弁償の減額2万9,000円であります。

続いて、需用費として232万3,000円の増額補正であります。内訳といたしましては、喜多方学校給食共同調理場の燃料費として、重油及び灯油の燃料単価の上昇に伴う増額196万2,000円。同じく光熱費として、電気料の契約電力変更に伴う増額36万円であります。

次に、委託料の栄養士業務委託料として、会計年度任用職員からの計上替に伴う増額255万8,000円。次に、工事請負費として、学校給食調理室等エアコン用発電機整備等執行額確定に伴う減額7万8,000円。次に、庁用備品費として、学校給食共同調理場食器洗浄機及び立体浸漬槽等執行額確定に伴う減額124万6,000円。最後に、補償補填及び賠償金として、新型コロナウイルス感染症対策による給食停止に伴う補償、喜多方学校給食共同調理場と高郷学校給食センターを合わせ85万5,000円であります。

学校教育課は以上であります。

生涯学習課長

次に、生涯学習課所管分をご説明申し上げますので、12ページをお開き願います。

歳出になります。

生涯学習施設管理経費243万5,000円の追加の補正であります。修繕料82万3,000円は、建築基準法に伴う定期点検の指摘によります、熱塩加納公民館及び塩川公民館のドアクローザーの7台分の修繕費の計上でございます。それと、熱塩加納公民館避難口誘導灯修繕の計上と市内14公民館の急破修繕の計上でございます。

その下になります。業務委託料161万2,000円の追加でございますが、勤労青少年ホーム及び熱塩加納、塩川、山都公民館、4施設の分でございます。特殊建築物等定期調査業務委託料でございます。この部分については制度改正に伴う追加の計上でございます。この定期調査につきましては、これまで、年度内に調査を実施いたしまして、翌年5月までに県へ報告し、調査費用を支

出しておりましたが、今年度より当該年度調査分については年度末までに報告することになったということで追加計上するものでございます。

次に、スポーツ振興経費189万3,000円の追加補正でございますが、報酬の非常勤職員報酬から旅費の費用弁償までの計上につきましては、6月1日付で人事異動により生涯学習課の職員が1名減となったことから、代替えの会計年度職員1名分の人件費の計上でございます。

負担金補助及び交付金71万7,000円の計上でございますが、スポーツ少年団県大会出場補助金の増額につきましては、対象者の増加に伴いまして不足額が見込まれることから追加の計上をするものでございます。市町村対抗ソフトボール大会参加に係る宿泊費の増額についてであります。10月16日から11月7日までの間、相馬市で開催されます市町村対抗福島県ソフトボール大会への本市チームの宿泊費の追加の計上でございます。

その下になります。野球場管理経費11万円の追加補正であります。こちらにつきましては、押切川公園野球場、ひばりが丘野球場及び熱塩加納野球場の3球場の急破修繕でございますが、7月1日にひばりが丘球場1塁側付近に埋設してございます水道管が破裂し漏水したことから、緊急的に修繕が必要になったため、既存の予算、急破修繕を使い切ってしまったことによる追加の計上でございます。

次に、体育館管理経費523万3,000円の追加補正であります。押切川公園体育館の防火設備につきまして、4月26日に建築基準法に基づく定期検査を実施しましたところ、自動火災報知器設備受信機、一体型防火扉感知器、防火扉、防火シャッターの不具合が指摘されたところでございます。これら防火設備の修繕費の計上。また、5月14日に同施設の設備点検の際に、器具庫の排風機のダクトファンモーターが破損していたことを確認しました。このことによりまして器具庫の換気ができなくなったため、排風機の修繕をするものでございます。さらに、高郷体育館駐車場に2基の外灯が設置してございますが、その外灯2基について、明るさを感知するセンサーがあります。そのセンサーが故障して不点灯となってしまったため、こちらの外灯をLEDの外灯に交換するものでございます。

生涯学習課所管については以上です。

文化課長

文化課所管分申し上げますので、13ページをお開き願います。

歳出のみの計上となります。

文化財保護経費52万8,000円の計上につきましては、会計年度任用職員の雇用に係る経費でございます。文化財保存活用地域計画

に係る文化財の追加調査等を行うため、週3日勤務から週4日勤務とすることによる経費の増額で、報酬、職員手当、共済費、旅費についてそれぞれ記載の額の計上となります。

以上です。

中央公民館長

私からは中央公民館所管分をご説明申し上げますので、隣のページ、14ページをお開きください。

歳出のみとなっております。

社会教育推進経費33万1,000円の減額補正であります。普通旅費、補助金とも飯豊山チャレンジ事業の中止による減額でございます。

次に、公民館運営経費36万2,000円の減額補正であります。期末手当は公民館長及び社会教育指導員3名の人事異動による調整、燃料費及び光熱水費は、関柴公民館空調設備改修工事に伴い、今までガスの使用を電気使用にしたことによる予算の組替えの補正でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

それぞれの課より説明をいただいたわけなんです。それぞれの課ごとに進めていきます。

最初、7ページにお戻り願って、7ページの教育総務課所管分、ここにつきまして何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは次、8ページから11ページまで、学校教育課所管分ですが、ここにつきまして何かありましたら。

遠藤委員

直接予算とは関係ないんですが、小学校の陸上競技大会、北塩原村立小学校、これは2校の追加でしょうか、1校でしょうか。

学校教育課長

さくら小学校と裏磐梯小学校の2つの追加でございます。

教育長

今年から北塩原が、今まで喜多方市と西会津でやっていたんですが、北塩原も入れてくれということで、結局、耶麻大会ですね、耶麻地区大会、そんな形になりますので。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、進めます。12ページに移っていただいて、生涯学習課分で何かありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということなので、13ページ、文化課分で何かありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、14ページ、中央公民館分。これもよろしいですか。

教育長 <なしの声あり>
では、全体通して何かお気づきの点等ありましたらお願いいたします。

教育長 <なしの声あり>
では、この内容等についてご異議ございませんか。

教育長 <異議なしの声あり>
異議なしということですので、議案第15号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第8号）については、このとおり承認することといたします。

議案第16号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱について

教育長 続いて、議案第16号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第16号をご説明申し上げますので、15ページをお開き願います。

 議案第16号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱についてであります。喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市学校開放体育施設管理指導員を解嘱及び委嘱するものでございます。

 提案理由であります。16ページをお開き願います。

 提案理由につきましては、現指導員から辞任の届出が提出されたことに伴い、学校開放体育施設管理指導員を解嘱するとともに、その残任期間について新たに後任の委員を委嘱するものでございます。

 15ページにお戻り願います。

 1の解嘱に関する指導員であります。開放施設につきましては山都小学校と山都中学校の校庭及び体育館になります。氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

 2の解嘱日につきましては8月31日であります。

 次に、3の委嘱候補者についてであります。開放施設につきましては1と同様でございます。山都小学校と山都中学校の工程及び体育館になります。氏名、住所につきましては記載のとおりで、4の任期につきましては9月1日から令和4年3月31日までとするものでございます。

 説明は以上でございます。

教育長 ただいま説明ございましたが、この件につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第16号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱については、このとおり可決することといたします。

以上で審議事項については終わりたいと思います。

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

それでは、7番のその他に移ります。

(1)として、教育長及び各委員からということですが、委員の皆様から何かございましたらお願いします。

荒明委員

小中学校におけるタブレットについてなんですが、以前、家庭に持たせて使い方を練習するみたいな話があったような気がしたんですけども、もうすぐ夏休みも終わるわけなんですけれども、夏休み中にその持ち帰ったタブレットを使って、何ていうんですか、オンライン授業の準備とか練習とか、そういうのはされたのかどうか、状況をお願いします。

学校教育課長

夏休み中に子どもたちにタブレットを持ち帰らせまして、学校から子どもたちのタブレットにオンライン、例えば健康観察ですとか、「元気ですか」「はい、元気です」、そういうような仕組みを整えるために、学校では、全てではありませんけれども、そうしたオンライン授業に向けた取組を行っているところでございます。

ただ、まだちょっと詳しい報告については受けておりませんが、ホームページなんかを見ますとそうしたことが実際行われていることがはっきりしておりますので、今後の学校のクラスター等がもう待ったなしの状況なので、タブレットを本市では配っておりますので、そうしたものを有効活用できるよう、まだ十分に整っていない小学校、中学校におきましては、そうした指導も強化しながらいざというときに備えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

教育長

よろしいですか。ある学校さんでは、もう夏休みの期間ずっと持ち帰らせたというところもあるようです。ただ、使用時間については1日当たり上限1時間というふうに決めてやったりするんですが、そういう使用時間を決めながら持たせている学校と、ちょっとこれから、学校間の格差ではないですが、ちょっと差が出てきてしまうかなというふうなところはあるんですが、多くの学

校ではオンライン学習に向けたそういった試行的なことを実施しているということでもあります。

ほかにございますでしょうか。

荒明委員

今のことにに関してなんですが、子どもたちが自宅にタブレット端末を持ち帰るに当たって、保護者の方々に使用上の注意とか、そういうことに関して何か説明みたいな、そういう文書みたいなものを渡されたと思うんですが、そういうものについてももしあれば今度私たちにも見せていただきたいと思いますと思いました。

以上です。

学校教育課長

配る際には、学校によってなんですけれども、例えば保護者さんと呼んで、その資料を基にタブレットについての使用について直接保護者さんをお願いをしたという学校もございましたし、集まるのがちょっと難しくて配付だけで終わってしまったというような学校もございます。

今度その資料につきまして、保護者用資料、皆様にご覧いただけるようにご準備をさせていただきたいと思います。

教育長

休み前に親子でのタブレット教室みたいなのところもやったところがありますね。ただ、保護者向けのあれはもう配付してあるので、形はそれぞれ学校で異なるかもしれませんが、保護者の手元には行っているはずですよ。

荒明委員

それは学校でそれぞれに保護者向けのものを作ったということですか。

教育長

いや、市教委から作って渡してあります。

荒明委員

やり方はお知らせしてあるということですね。

教育長

そうです、そうです。保護者の使用上の注意というか。よろしいですか。

では、ほかにございましたらお願いいたします。特になんかということではよろしいですかね。

<なしの声あり>

(2) 事務局から

教育長

では、事務局からありましたらお願いいたします。

学校教育課長

7月21日に行われました定例教育委員会で、本日欠席なっております高橋委員様から、前回の議案の12号の絵本等の一般図書の使用率、特別支援学級で使っている、採択に挙げられたリストの中で、喜多方市ではどのぐらいの活用なのかというご質問をいただいております、保留となっておりますので、今ここでそのことについてご報告させていただきたいと思います。

なお、高橋委員様には直接またお話をさせていただきたいと思

っております。

令和３年度使用の学校教育法附則第９条に規定する教科用図書、推薦絵本につきましては、市内の小中学校の特別支援学級においては使用していない状況でございました。

その理由といたしましては、現在、普通学級用の通常の教科書を利用しているからということでございまして、現在のところ、絵本の支援学級用の図書についてまでの、使用するまでの必要性がなく、通常の教科書で十分活用できているということなので、その利用がないということでした。

ただ、今後、児童生徒の学習への意欲ですとか関心ですとか理解度等を鑑みまして、必要と思われるような状況になった場合にはそちらの図書についても活用していただくように指導してまいりたいと思います。

前回の質問に関する回答は以上であります。

教育長

この絵本本については、展示会そのものに行っている学校がほとんどないので、教育委員会もそうだけれども、展示会に１回行ってもらうように来年はしたいと思います。そうすると中身のよさがわかりますので。確かに教科書をダウンして使う等やっているんだけれども、それよりももっと効果があるような絵本本がたくさんあるんです。だから、それは展示会で見てみないとわからないので、ぜひ来年度はそういった展示会のときに、６月かな、あるのは。なので、各学校、あと教育委員会ものぞいてみるというと思うので、そういう機会を設けていきたいなと思います。

ほかに事務局からありますか。よろしいですか。

では、７番のその他を終わります。

８ 連絡事項

(1) 令和３年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長

８番の連絡事項に移ります。

令和３年度教育委員会会議の開催日程（案）等についてです。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、資料の１７ページをお開きいただきたいと思います。

令和３年度の教育委員会の会議の開催日程についてであります。記載のとおりで、７月定例会でお示しした日時から本日の定例会の開始時刻が変更となっております。それ以外で変更になっているところはございません。

また、その下になりますが、今後の日程についてでございますが、２件ございます。

１件目は令和３年度第１回総合教育会議で、本日３時から庁議

室において開催されます。

2 件目は県市町村教育委員会連絡協議会「教育委員・教育長オンライン研修会」で、8月26日木曜日午後1時から当市役所第2会議室で開催されますので、それぞれ出席をお願いいたします。

以上で説明のほうを終わります。

教育長

今後の会議等の日程、予定等について今お話がありましたが、この件につきまして何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、このような形で今後進めますので、よろしく願いしたいと思います。

最後に、委員の皆様方から、何か言い残したりこれはというものがあればお願いいたします。特にございませんか。事務局側からは大丈夫ですか。大丈夫ですね。

<なしの声あり>

教育長

それでは、以上をもちまして令和3年8月の教育委員会定例会を閉じたいと思います。

なお、閉会時刻につきましては、午後2時5分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長	大 場 健 哉
-----	---------

教育長職務代理者	荒 明 美恵子
----------	---------

二番委員	大 森 佳 彦
------	---------

三番委員	遠 藤 一 幸
------	---------

教育総務課長補佐	塚 原 和 憲
----------	---------